

令和7年度出雲崎町子育て支援員研修実施要項

1. 研修名称

令和7年度出雲崎町子育て支援員研修

2. 目的

地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各種事業に従事することを希望する者に対し、子育て支援事業に関して必要になる知識や技能等を習得するための研修を実施し、子育て支援の新たな担い手となる子育て支援員を育成することを目的とする。

3. 主催

出雲崎町

4. 実施内容

当該要領のほか、令和7年4月1日付けこ成環第88号・こ支家第98号「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定める内容に則して実施する。

なお、出雲崎町が今年度実施する研修コースは、専門研修 地域子育て支援拠点事業コースとする。

5. 日程及び受講科目

研修名		方法・日時	受講科目
基本研修		オンライン形式 令和7年10月10日（金）～ 10月30日（木）の間に視聴	・子ども・子育て家庭の現状 ・「子ども家庭福祉」の概念と子ども・子育て支援の概要 ・子どもの発達をとらえる視点 ・保育を通して子どもは育つ ・対人援助の価値と倫理 ・子どもの虐待（児童虐待）と社会的擁護 ・子どもの障害の基本的な理解 ・総合演習
専門研修	地域 子育て 支援 拠点 事業	対面形式 令和7年11月8日（土） 9時～17時	・地域子育て支援拠点事業の全体像の理解 ・利用者の理解 ・地域子育て支援拠点の活動 ・講習等の企画作り ・事例検討 ・地域支援の連携づくりと促進

※基本研修及び専門研修については全ての受講が必要。

6. 研修会場

出雲崎町中央公民館 大広間

7. 対象者

育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者とする。

（科目の一部免除）

（1）既に取得している資格等に応じて、基本研修を免除することができる。

①保育士

②社会福祉士

③その他国家資格（幼稚園教諭、看護師等）を有し、かつ日々子どもと関わる業務に携わるなど、実務経験により、基本研修で学ぶべき知識等が修得されていると町が認める者

（2）一部科目修了証書及び基本研修修了証明書の発行を受けている者はその修了科目を免除することができる。ただし、令和6年度発行分のみ有効とする。

8. 受講申込方法

（1）申込フォーム、メール、郵送、持参、電話にて申込む。

（2）7の規定により基本研修が免除となる方については、「各種資格証」の写し又は「一部科目修了証書」の写し等を併せて提出する。

9. 申込期限

令和7年10月10日（金）消印有効

10. 修了評価

（1）基本研修は、適切に履修したことを確認するため、科目毎にレポートを作成し11月4日（火）までに下記へ提出する。

（2）専門研修は、30分以上の遅刻、早退、離席等があった場合は、当該科目は履修とはならない。

11. 修了証の交付

（1）全科目を適切に履修した方に修了証を交付する。

（2）やむを得ない理由により一部の科目を欠席した場合は、履修済みの科目について一部科目修了証を発行する。

12. 申込み・お問合せ先

出雲崎町役場保健福祉課 こども未来室

電話番号 0258-86-5580 F A X 番号 0258-86-6466

【メール】 kodomo-mirai@town.izumozaki.niigata.jp

【住所】 〒949-4342 出雲崎町大字米田 395 番地



【町ホームページ】